

自動車事故にあつたら

すみやかに健保組合に届け出てくださ

Q 自動車事故でけがをした場合、保険証を使って治療を受けることはできますか？

A はい、できます。
保険証を使って治療を受けた場合は、すみやかに健保組合に届け出てください。

自動車事故など、第三者（他人）の行為によってけがをした場合の医療費は、本来加害者が支払うべきものです。保険証を使って治療を受けたときは、健保組合が医療費を一時的に立て替えるだけで、後から加害者にその負担分の医療費を請求することになります。このため、健康保険を使って治療を受けた場合は、すみやかに健保組合に連絡し、必要書類を提出してください。

自動車事故にあつた場合の対応

1 全員のけがの状態を確認

必要な場合は救急車を呼びましょう

2 警察に連絡

どんなに小さな事故でも必ず警察に連絡しましょう

3 加害者を確認

加害者の氏名・住所・連絡先、車種・ナンバー、任意保険加入の有無等を運転免許証、車検証、損害保険等の保険証などで確認しましょう。



4 医師の診察を受ける

外傷はなくても、脳や骨などに損傷を受けていることもあります。早めに医療機関を受診し、診断書・領収証をもらっておきましょう。

5 健保組合へ連絡・届出

保険証を使った場合は、健保組合へ連絡し、「第三者行為による傷病届」「交通事故証明書」等をすみやかに提出してください。

交通事故証明書とは

交通事故証明書は、交通事故が起こったことを証明するための公的な書類で、自動車安全運転センターが発行します。警察への事故の届出がないと発行されませんので、ご注意ください。

示談は
慎重に！

示談が成立してしまうと、健保組合から加害者へ医療費の請求ができなくなる場合があります。示談をする前に必ず健保組合へご相談ください。

自動車事故以外にも、次のような場合は第三者行為になります

- 自転車にぶつかられてけがをしたとき
- レストランなど、外食で食中毒になったとき
- 工事現場からの落下物でけがをしたとき
- スポーツ中に、相手の故意の反則でけがをしたとき
- 不当な暴力を受けてけがをしたとき
- ゴルフ場で他人の打球があたってけがをしたとき
- 他人の飼っているペットにかまれてけがをしたとき

業務中や通勤時にけがをしたときは、労災保険（労働者災害補償保険）が適用されます。健康保険を使うことはできませんのでご注意ください。